

第1 審査会の結論

平成29年4月10日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成29年4月17日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、宮崎県立小林高校と宮崎県立大宮高校の校長、教頭及び社会科教師（以下「教員等」という。）の以下文書について本件請求を行った。

- (1) 日本国憲法擁護義務の宣誓書（以下「請求公文書1」という。）
- (2) 請求公文書1を廃棄された者についての氏名及び採用年が理解できる文書（以下「請求公文書2」という。）
- (3) 校長及び教頭については採用年と採用時の学校名が理解できる文書（以下「請求公文書3」という。）

2 実施機関の決定

本件請求に対して、実施機関は、次の2つの決定を行い審査請求人に通知した。

(1) 公文書不開示決定

請求公文書1のうち、平成25年度以前に採用された教員等18名分

(2) 公文書開示決定

ア 請求公文書1のうち、平成26年度以降に採用された教員等2名分

イ 請求公文書2及び請求公文書3

3 審査請求

審査請求人は、請求公文書1の不開示決定に対して平成29年4月24日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消し、全面開示を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び審査会からの照会に対する諮問庁説明書（以下「説明書」という。）に対する回答書によるとおおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 保存期間満了でないのに廃棄するのは違法である。

イ 保存期間区分標準に定める30年保存を実行すべき（回答を求める）

ウ 審査請求人が独自に調べた他の自治体などでは請求公文書1について永年保

存や退職後3年保存をしており、3年で廃棄することは甚だしく合理性を欠き違法である。また、廃棄は虚偽である。

(2) 説明書に対する回答書

ア 説明書に記載の内容は全く説明になっていない。

イ 3年保存の根拠として示した考え方であれば全ての文書を廃棄できることとなる。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件決定を行った理由として請求公文書1については保存期間満了により廃棄しているため文書はないとし、弁明書及び説明書においておおむね以下の通り文書が存在しない理由を説明している。

(1) 弁明書

宮崎県教育委員会における文書の保存期間は、県教育庁等文書取扱規程（平成2年教育委員会教育長訓令第4号）（以下「文書取扱規程」という。）第42条により規定しており、審査請求人が主張する請求公文書1については服務に関する総括的な文書に該当するものとして、保存期間を3年としている。

したがって、不開示となった文書については、保存期間満了により、廃棄している。

(2) 説明書

職員の服務の宣誓書は、地方公務員法第31条及び職員の服務の宣誓に関する条例第2条に基づき、新たに任用された職員が職務を行うに当たって宣誓することが求められているものである。当文書は、職員の倫理的自覚を促す事実上の行為に関する文書であり、服務上の義務を直接発生させるものではなく、職員と当該地方公共団体との間の労働関係を規律するものでもないと考える。

よって、県教育委員会では、当文書が、「職員の任免、分限、懲戒、賞罰等に関する文書」ではなく、服務総括文書に該当するものとして、ファイル管理基準表により、保存期間を3年としている。

文書取扱規程第42条第2項に規定する保存期間区分標準（別表）の3年保存の区分(1)、(2)にはいずれも分類されず、「(3)前各号に掲げるもののほか、3年保存が必要と認められるもの」として、判断した。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成29年10月25日	諮問を受けた。
平成29年11月14日	諮問の審議を行った。
平成29年11月20日	審査会より実施機関に説明書の提出を求めた。

平成29年12月21日	実施機関より説明書の提出があった。
平成30年 2月 1日	諮問の審議を行った。
平成30年 3月19日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 争点等について

(1) 請求公文書1について、実施機関は文書取扱規程第42条の規定に基づき保存期間を3年と定めているため、平成25年度以前に採用された教員等にかかる文書については廃棄しており、文書はないと説明している。一方、審査請求人は、3年で廃棄するのは合理性を欠き違法であり廃棄は虚偽であるなどと主張している。

確認したところ、文書取扱規程では保存期間が過ぎた文書については、廃棄することが規定されており、当審査会としては実施機関が請求公文書1について3年と定めていることの客観的事実の有無が重要であると考えます。

(2) 審査請求人は、審査請求書及び説明書に対する回答書に記載の内容から、請求公文書1の保存期間を30年に変更するよう要請していることなどから、制度の価値判断について実施機関や当審査会に求めているものと読み取れる。

しかしながら、当該審査請求の趣旨は、文書が存在しないとした本件決定についての取消しを求めるものであり、審査会の役割は制度そのものの価値判断を行うことではない。

よって、請求公文書1について、3年と保存期間を定めたことの是非について当審査会は判断を行わない。

2 事実関係について

以上で整理した争点等を基に、以下に事実関係を整理する。

(1) 文書取扱規程は、実施機関の文書の取扱いについて必要な事項を規定したものであり、文書の保存期間の区分は、第42条第1項により30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満に区分され、保存期間が過ぎた文書については廃棄することが規定されていることを確認した。

(2) 実施機関は文書取扱規程第42条の規定に基づき保存期間区分標準を参考にした上でファイル管理基準表により文書の保存期間を定めていること及び「服務総括」の欄は保存期間を3年と設定していることを確認した。

(3) 実施機関の説明によると請求公文書1については、説明書に記載の理由により服務総括文書に該当するものとして判断していることを確認した。また、その判断にあたっての内規等は作成しておらず、3年と定めた際の起案文書等に

についてもないということを確認した。

(4) なお、実施機関が策定したファイル管理基準表については、県民情報センターにおいて一般の閲覧に供していることを確認した。

3 本件決定に対する判断について

以上のことから、実施機関が請求公文書1について、3年保存が必要と判断した際の起案文書等はないものの、その他の説明等については不自然な点はなく、請求公文書1について文書取扱規程に基づき3年保存と設定したことが認められる。

そして、それらの点について明らかな手続き上の瑕疵は見受けられない。

そのうえ、実施機関は請求公文書1のうち保存期間を経過していない分については審査請求人に全部開示を行っており、保存期間を経過した文書は廃棄したため文書は存在しないとする実施機関の説明は合理的であると判断する。

また、審査請求人は審査請求書及び説明書に対する回答書において様々な主張をしているが、争点等において整理したとおり、当審査会で判断し得るところではなく、また、上記判断に影響するものではない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。